

姫路市が発注する土木工事における週休2日制事務取扱要領

1 目的

この要領は、建設業における労働環境の改善や、将来の担い手の育成・確保を図るための取り組みとして、週休2日の定着と働き方改革を推進することを目的に、姫路市が発注する建設工事において週休2日の確保に取り組む工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1)-1 現場閉所による完全週休2日

現場稼働中の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお週の定義は月曜日から日曜日までとする。（月を跨ぐ場合も含む）

(1)-2 現場閉所による月単位の週休2日

現場稼働中の全ての月において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。

(1)-3 完全週休2日交替制

現場稼働中の全ての週において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が28.5%（2日／7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(1)-4 月単位の週休2日交替制

現場稼働中の全ての月において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が28.5%（8日／28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 現場稼働中の工期

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(3) 従事期間

現場着手日から現場完成日までの期間内における技術者及び技能労働者が従事している期間とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(4) 現場着手日

実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量）に着手した日をいう。その前の期間は準備期間とみなし、現場稼働中の工期に含めない。

(5) 現場完成日

設計書に積上げ計上している全ての工種が完了した日をいう。

(6) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して工事に係る作業を一切実施しない状態をいう。

3 現場閉所による週休2日制

1) 対象工事

原則として、姫路市が入札で発注する土木工事を対象とする。

<対象外工事>

- ①単価契約による工事、災害に伴う緊急対応工事及び応急工事
 - ②現地作業が1週間に満たない工事
 - ③社会的な要請により早期の完了が望まれる工事（早期復旧、緊急補修等）
 - ④現場条件上、時間的な制約のある工事（対外的な条件による施工期間の制約）
 - ⑤その他、正当な理由により週休2日制に適さないと発注者が判断する工事
- ※農林、港湾工事は本要領の対象外とし、単価適用年月日が令和7年10月1日以降の工事から適用する「姫路市が発注する土木工事における週休2日制事務取扱要領」を適用する。

2) 実施方法

- (1) 発注者は、入札公告時に、現場閉所による週休2日制の対象であることを特記仕様書に明記する。
- (2) 受注者は契約後、現場稼働中の工期の全ての土曜・日曜を現場閉所とする、週休2日（土曜・日曜）を反映した施工計画書を現場着手前までに監督員に提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- (3) 受注者は、毎月、作業月の5日前までに、翌月の現場閉所日を記載した「休日取得計画書（様式1）」を監督員に提出し、監督員は定期的に現場稼働中の工期内の現場閉所の実施状況を確認する。
- (4) 受注者は、週休2日の実施状況について、毎月、作業月の5日後をめぐり先月の「週休2日履行報告書（様式2）」及び「休日取得実績報告書（様式2-1）」により監督員に報告し、監督員は、両報告書により週休2日の実施状況を確認する。
- (5) 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜または日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜または日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。
- (6) 受注者は、現場閉所日の振り替えを行う場合、工事打合せ簿により、その理由と振り替える日を事前に監督員に通知する。
- (7) 完全週休2日（土日）に満たないが、月単位の週休2日を達成している場合は、月単位の週休2日に取り組んだものとする。

- (8) 受注者は下請け企業に対し、週休2日制の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- (9) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
- (10) 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内業を行うこと、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- (11) 監督員は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- (12) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された現場閉所日に作業が発生するような指示を行わないものとする。
- (13) 受注者は、現場閉所による週休2日制から週休2日制（交替制）へ変更することが可能な場合、現場着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、現場着手後の変更は認めない。

3) 工事成績評価

週休2日制（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を達成した場合に工事成績を評価する。

（考査項目別運用表の「主任監督員及び担当課長（総括監督員）の工程管理」にて評価）

《完全週休2日（土日）の確認方法》

現場稼働中の全ての土曜日・日曜日（平日振替日※を含む）で現場閉所となったことを確認する。

《月単位の週休2日の確認方法》

現場稼働中の全ての月で対象期間内の現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入し、28.5%（8日／28日）以上の現場閉所となったことを確認する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜または日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、現場閉所日数に算入できるものとする。

なお、完全週休2日（土日）の場合には同一の週で振り替えること。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、考査項目別運用表の「担当課長（総括監督員）の法令遵守等」で減点措置を行う。

4) 週休2日制実施工事の現場掲示

受注者は、週休2日制実施工事である旨を外部からよく見える場所に工事看板等で工事現場に掲示するものとする。

記載例（参考様式）

この工事は、

週休2日制 対象工事です。

建設産業の労働条件を改善するため、

原則、土曜・日曜の休工に取り組んでいます。

※ サイズ A3以上

※ 上記は記載例であり、
文面を指定するものではない。

4 週休2日制（交替制）

1) 対象工事

姫路市が入札で発注する土木工事のうち、「現場閉所による週休2日制」による実施が困難な下記の工事を対象とする。

- ①道路、河川等の公共性のある施設の補修工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日）に作業が必要な工事
- ②昼夜を問わず24時間体制で作業が必要となる工事
- ③現場条件や供用までの工期に制約があるなど現場閉所が困難と認められる工事
- ④災害復旧工事など社会的要請により休日確保が困難な工事

<対象外工事>

- ①単価契約による工事、災害に伴う緊急対応工事及び応急工事
 - ②現地作業が1週間に満たない工事
 - ③その他、正当な理由により週休2日制（交替制）に適さないと発注者が判断する工事
- ※農林、港湾工事は本要領の対象外とし、単価適用年月日が令和7年10月1日以降の工事から適用する「姫路市が発注する土木工事における週休2日制事務取扱要領」を適用する。

2) 実施方法

- (1) 発注者は、入札公告時に、週休2日制（交替制）の対象であることを特記仕様書に明記する。
- (2) 受注者は契約後、現場稼働中の工期において技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容及び休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載し、週休2日制（交替制）を反映した施工計画書を現場着手前までに監督員に提出する。
- (3) 下請企業における従事期間は施工体制台帳の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。
- (4) 受注者は、毎月、作業月の5日後をめぐり、技術者及び技能労働者の休日確保状況が確認できる先月の「休日確保状況報告書（様式3）」を作成し、監督員へ報告する。
- (5) 悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。
- (6) 完全週休2日交替制に満たないが、月単位の週休2日交替制を達成している場合は、月単位の週休2日交替制に取り組んだものとする。
- (7) 受注者は下請け企業に対し、週休2日制（交替制）の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- (8) 受注者の作業員や下請け企業が休日に他の現場に従事することを制限しない。
- (9) 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業を行うこと、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- (10) 監督員は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。

- (11) 受注者は、週休2日制(交替制)から現場閉所による週休2日制へ変更することが可能な場合、現場着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、現場着手後の変更は認めない。

3) 工事成績評価

週休2日制(完全週休2日交替制または月単位の週休2日交替制)を達成した場合に工事成績を評価する。

(調査項目別運用表の「主任監督員及び担当課長(総括監督員)の工程管理」にて評価)

《完全週休2日交替制の確認方法》

現場稼働中の全ての週で現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が28.5%(2日/7日)以上となったことを確認する。

《月単位の週休2日交替制の確認方法》

現場稼働中の全ての月で対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入し、28.5%(8日/28日)以上となったことを確認する。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、調査項目別運用表の「担当課長(総括監督員)の法令順守等」で減点措置を行う。

4) 週休2日制実施工事の現場掲示

受注者は、週休2日制(交替制)実施工事である旨を外部からよく見える場所に工事看板等で工事現場に掲示するものとする。

記載例(参考様式)

この工事は、

技術者及び技能労働者が交替で休日を確保する

週休2日制(交替制) 対象工事です。

建設産業の労働条件を改善するため、

週休2日に取り組んでいます。

※ サイズ A3以上

※ 上記は記載例であり、
文面を指定するものではない。

附則

この要領は、単価適用年月日が令和8年7月1日以降の工事から適用する。